

平成27年度 守山市立図書館『本の森』改築基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル

質疑回答書

平成27年9月15日
守山市

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	公告文	P2	2(2)(1)カ	「用途が図書館(…)または美術館もしくは博物館であり、延床面積が2,000㎡以上(…)の新築、増築または改築の建築設計業務」とあるがこれは、「用途が図書館である建築物の設計業務」または「美術館もしくは博物館であり、延床面積が2,000㎡以上の建築物の設計業務」と考えてよいか。	公告文の意図することはご指摘の解釈とは異なります。図書館についても、2,000㎡以上の新築、増築または改築の建築設計業務の実績を求めます。
2	公告文	P2	キの実績について	用途が図書館とありますが、小学校・中学校・高等学校の図書館では不適でしょうか。	公告文の図書館の括弧書きに記載したとおりであり、ご指摘の小学校・中学校・高等学校の図書館は該当しません。
3	公告文	P2	2(2)(1)ク(ア)	配置予定技術者について、「兼ねることは出来ない」とあるが、電気設備担当技術者と機械設備担当技術者も兼ねることが出来ないか。	兼ねることはできません。
4	実施要項／本文	P2	ウ 業務条件(ア)	書架は事業費に含まれますか。	事業費に含まれるものとしてください。
5	実施要項	P2	3(1)(ア)②	公募型プロポーザルの表題にある「改築基本設計・実施設計業務」の「改築」の意味について正確にお知らせください。既存を残し一部を改築するという意味か、要項に新図書館の記述や、解体設計の記述があり、既存図書館は解体し新図書館を新築することを含めたことを、「改築」と称しているのか、明確にしてください。	別添資料10の基本計画書をご確認ください。P22の「4-2整備方法」に記載のとおり、全面改築とし、既存の図書館は全て解体撤去した上で、新図書館を整備します。既存図書館を解体撤去することから、実施要項P2の(イ)その他関連業務に記載のとおり、建設期間中は、市役所の隣地にある旧守山法務出張所を改修し仮設図書館として利用します。(別添資料17-1及び17-2参照) なお、既存図書館を使いながら全面改築をする提案を否定するものではありません。
6	実施要項	P2	3(1)ウ(イ)	計画は既存図書館と、それに隣接する施設や目田川沿いの流域やグラウンドの領域を改変して全体計画を考えること理解します。ほほえみセンターは一切手を付けずに全体を考えるということでしょうか。	別添資料3の設計範囲及び提案範囲図をご確認ください。ほほえみセンターの建築物には手を加えるものではありません。
7	実施要項本文	P1-2	3(1)イ(イ)	計画範囲内は、全面更地として計画を行ってよいですか。	No5及びNo6の質問回答をご確認ください。 なお、現在、ほほえみセンター敷地となっている別添資料3「敷地境界設定【任意】可能範囲」内の遊具や空調機器室外機については移設して使用する必要があります。 また、既存樹木についてはできる限り利用するように努めてください。
8	実施要項	P2	3(1)(イ)①	目田川区域の改修構想案については別途予算と考えて宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、構想案に係る工事費は別途予算です。構想案の作成については本業務範囲です。

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
9	実施要項	P2	3(1)(イ)②	仮設図書館改修について、敷地・規模等の想定はあるか。また、工事費については別途計上と考えてよいか。	仮設図書館の改修工事は別途予算とします。予算規模等は別添資料6、別添資料17-1及び17-2をご確認ください。
10	実施要項	P3	4 参加表明書等の提出について	参加表明の様式及び添付書類は枚数が多いため、両面プリントを使用してよろしいでしょうか？ 可能な場合、例えば捺印版のみ不可など条件をお示し下さい。	様式の両面印刷は不可とします。 添付書類については内容ごとに両面印刷をすることは可能です。
11	実施要領本文／ 参加表明書の提出について	P4	4-(1)-オ	様式8はA2判だが、正本に様式8は綴じ込むのでしょうか。綴じ込む場合、折りたたむと考えるとよいでしょうか。	A2版は綴じこまず別に提出してください。
12	実施要領本文／ 参加表明書の提出について	P4	4-(1)-オ	(左上ステープラー綴じ)とありますが、正本も副本もそれぞれステープラー綴じと考えるとよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
13	実施要領本文	P4/P4	注3	注3で「設計共同企業体により参加する場合は、すべての構成員(協力事務所を除く)の証明書を提出すること。」とありますが、注1の「平成27年度守山市建設工事請負業者等受付名簿」登録されている者についても納税関係証明書が必要との理解でよろしいでしょうか。	必要ありません。
14	実施要領本文	2/P6-7	様式4、様式5、様式6	様式4に添付する資格証の写し、様式5に添付する賞状の写し等、様式6に添付する契約書の写し等については、正本1部、副本20部すべてに添付する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	資格証の写し、賞状の写し等、契約書の写し等については正本1部に添付し、副本に添付する必要はありません。
15	実施要領本文／ 要項様式	様式5	事務所の業務実績	同種・類似業務実績が多数ある場合、欄を増やして記載してもよいでしょうか。また、その際に複数ページにわたってもよいでしょうか。	ご指摘の理解で結構です。
16	実施要領本文／ 要項様式	様式5	配置技術者の受賞実績	受賞実績が多数ある場合、欄を増やして記載してもよいでしょうか。また、その際に複数ページにわたってもよいでしょうか。	ご指摘の理解で結構です。
17	実施要領本文／ 要項様式	様式5	配置技術者の受賞実績	受賞者が技術者個人ではなく、建築士事務所名になっている場合が多数あります。賞状等の写しの他に当該技術者が担当として従事した書類を添付した上で、実績として記載すると考えるとよいでしょうか。	ご質問のとおりとします。 なお、評価対象とする賞は国際的な建築賞、各国を代表する建築団体の建築賞、国内の建築関係団体の設ける建築賞とするので留意してください。 また、様式について「賞の主催者」の欄を追加しましたので、提出の際は「様式5(改訂版)」を使用してください。
18	実施要項	P7	4(3)エ	業務実績の詳述(様式6)について、記載した実績に係る契約書の写しを添付するとあるが、雑誌掲載資料等で代替することは可能か。	要項の記載のとおりとし、雑誌掲載資料は不可とします。
19	実施要領本文	P7/P7	様式7、様式8	様式7・様式8について、文字サイズの指定がございませうでしょうか。特に様式8については、「正本A2版を副本A3版に縮小」とありますので、文字サイズが小さい場合は判読が難しくなる恐れがあります。	A3サイズにおいて文字サイズが10ポイント程度になるように配慮してください。

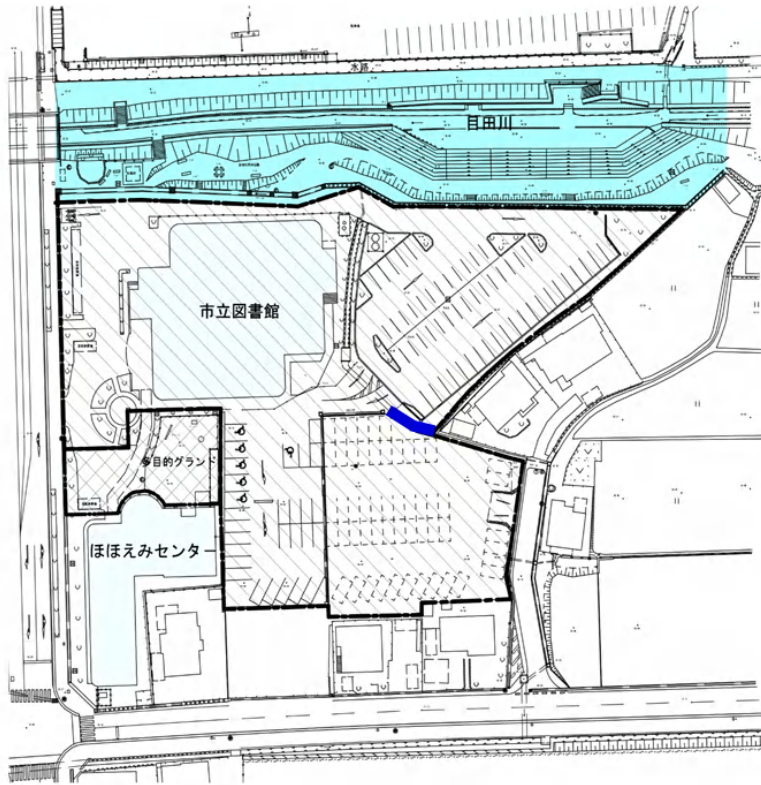
No	資料名	ページ	項目	内容	回答
20	実施要項	P10	5(4)	目田川区域を含めた提案の中で「成人病センターと連結する通路」とあるが、これは2階以上での連絡通路を想定しての計画か。	要項に記載のとおり、敷地との連結する地上レベルの通路であり、建物との連結(2階以上)は想定していません。
21	参考資料13-2,13-3			現在の目田川の護岸環境はいつごろ整備されたものでしょうか？	平成6年から7年ごろ整備されています。
22	要項様式／様式4-1～6 各技術者の経歴等		備考4	備考の4『構造・階数は「構造種別—地上階数／地下階数」と記入してください。』とあるのは、『■同種・類似業務実績』の『階数・面積』欄を指しているのでしょうか。その場合、『階数・面積』欄に『構造』を加えて記入すれば良いですか。	備考の4『構造・階数は「構造種別—地上階数／地下階数」…』は、『面積・階数は「面積—地上階数／地下階数」…』と修正します。提出の際は「様式4(改訂版)」を使用してください。
23	様式5			様式5について、管理技術者が過去に携わった、他の事務所での管理技術者、意匠担当主任技術者として参加した業務実績は認められるでしょうか？	認めます。
24	様式5			様式5について、受賞実績に対して海外での受賞歴を含んでもよろしいでしょうか？	海外での受賞歴についても評価します。なお、No17の質疑回答もご確認ください。
25	別添資料1-1			既存図書館東側に水路がございますが、計画によっては、暗渠もしくは、目田川に接続しないで埋め立てる事は可能でしょうか？	ご指摘の水路は廃止して敷地範囲として扱うことが可能です。
26	別添資料3設計範囲及び提案範囲図	P1/P1		目田川に沿い3mの通路を確保する事とありますが、くすのき通りからのつづく通路ということでしょうか？ 現状は図書館敷地内から川沿いに通路があると見受けられますが、敷地内に進入する通路という提案も可能でしょうか？	前段については、ご指摘の理解で結構です。 後段については、通路は可能な限り、別添資料3の設計範囲及び提案範囲図に示す提案範囲(改修構想案の作成対象範囲)に計画してください。 なお、予定敷地境界線を変更しない場合、現在のくすのき通りから続く通路形状を維持し管理用通路とすることを可とします。維持する範囲はくすのき通りから新たに設定する管理用通路までの間とします。舗装等仕上げを変更して提案することに支障はありません。
27	別添資料3設計範囲及び提案範囲図	P1/P1		「ほほえみセンターの多目的グラウンドを確保する事」とありますが、グラウンドの大きさは現状と同程度という認識でよろしいでしょうか？ また、主な使用目的を教えてください。グラウンドの仕上のイメージや配置の為。	前段については、ご指摘の理解で結構です。 後段については、ほほえみセンター利用対象者が自由に使える施設で、現在、バスケットゴール1台のほか腰掛等が設置されています。
28	別添資料3／設計範囲および提案範囲図	P1		添付資料図面①青太線部分の水路は敷地範囲内として扱えますか。(注:添付資料 図面①を参照)	No25の質疑回答をご確認ください。
29	別添資料3／設計範囲および提案範囲図	P1		添付資料図面②青太線部分の水路を敷地範囲内として扱えない場合、グレーチング等で覆い、上空に建築することができますか。(注:添付資料 図面②を参照)	No28の質疑回答をご確認ください。
30	別添資料3／設計範囲および提案範囲図	P1		添付資料図面③青太線部分の水路のつけ替え工事は可能ですか。(注:添付資料 図面③を参照)	ご指摘の水路は付替えることが可能です。付け替えの場合は別添資料13および別添追加資料1に基づき行ってください。

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
31	別添資料3／設計範囲および提案範囲図	P1		予定敷地境界を変更して提案する場合、通行可能な管理用通路は、河川側のどの地点を基準に3m確保すればよいですか。 ハイウォーターライン+0.3mの境界線を敷地図に示してください。(注:添付資料 図面④を参照)	別添追加資料1をご参照ください。
32	別添資料3／設計範囲および提案範囲図	P1		添付資料図面⑤青太線部分の水路の付け替えを行い、ランドスケープの計画範囲とすることは可能ですか。(注:添付資料 図面⑤を参照)	水路を付け替えた場合は水路までを設計範囲とし、水路から目田川側を改修構想案の作成対象範囲とします。別添資料3および別添追加資料1をご確認ください。
33	別添資料3 設計範囲及び提案範囲図	P1		図書館の現況や敷地周辺についてcadデータの提供が可能でしたら配布いただけないでしょうか。	公表資料をもとにご提案ください。
34	別添資料3	P1,P2/P2		河川法に準拠した上で、任意に設定した目田川沿いの敷地境界をこえてテラスや軒、縁側などを計画することは可能でしょうか	テラスなど、建築物と一体ではなく軽微な工作物の提案は可能です。ただし、河川法に照らし占用許可が受けられないものもありますのでご注意ください。
35	別添資料3			別添資料3に関して、提案範囲(改修構想案の作成対象範囲)において東屋などの簡易的な建築物の構想は可能でしょうか。	No34の質問回答をご確認ください。
36	別添資料3 設計範囲及び提案範囲図			境界の設定は任意となっていますが、川側への移動範囲はどこまででしょうか。	別添資料13および別添追加資料1をご参照ください。
37	別添資料6 設計委託業務特記仕様書			防火地域の指定はありますでしょうか。	防火地域の指定はありません。
38	別添資料6 設計委託業務特記仕様書	P1		各斜線制限以外に高さ制限はありますでしょうか。	建築基準法に定める高さ制限以外に特別に定めた高さ制限はありません。
39	別添資料10 守山市立図書館整備基本計画書	P30	3-②	「多目的室、活動室、ギャラリーなどの運営を図書館運と一体化するが、図書ゾーンとは分けて管理できるようにする。」とありますが、「多目的室」「活動室」「ギャラリー」を単独で使用することは想定していますでしょうか？ 具体的には図書整理日など図書館休館日に一部のみを単独で開館するような想定はありますでしょうか？	前段については各室等を単独で使用することを想定しています。 後段の図書館休館日に一部のみを単独で開館する想定はありません。 なお、文化芸術・市民活動ゾーン全体として図書館休館日や開館前後にゾーンを使用することは想定しています。 ただし、現在、使用想定を具体化する作業を進めていますので、設計時に要件を変更する可能性があります。

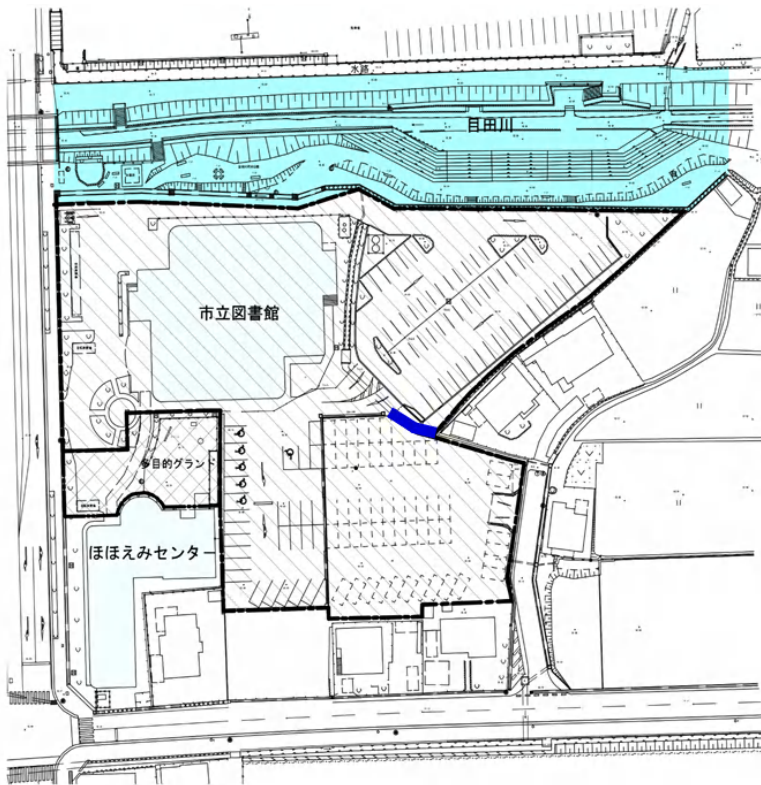
No	資料名	ページ	項目	内容	回答
40	別添資料10 守山市立図書館整備基本計画書	P34	4-2-②	多目的室の要件に「稼働引き出し型座席100席(折り畳みテーブル付)」とありますが、メモ台付のロールバックチェアを希望されていると捉えてよろしいでしょうか？ この文言に引き続き「または、手軽に引き出し入れができる机・椅子の設置」とありますが、予算要件でロールバックチェアまたは机・椅子の設置を選択することになると捉えてよろしいでしょうか？	ご指摘の理解で結構です。
41	別添資料10 守山市立図書館整備基本計画書	P34	4-2-②	多目的室に付属する準備室はどの程度の規模を想定していますでしょうか？使用イメージがあればご教示願います。	音楽会・講演会・イベント・演劇・ダンス等に出演される方の簡単な控えや準備の部屋と考えています。
42	別添資料10 守山市立図書館整備基本計画書	P34	4-2-②	ギャラリーはオープンスペースとし、室として閉じる必要はないと考えてよろしいでしょうか？	室として閉じる必要はありませんが、管理上立ち入りを制限できるようにしてください。
43	別添資料10 守山市立図書館整備基本計画書	P35	④管理運営ゾーン	事務室のレイアウトを検討するため職員およびボランティアの想定人数をそれぞれご教示願います。	職員は約20人と想定してください。ボランティアについては約10人と想定してください。
44	別添資料10 守山市立図書館整備基本計画書	P36	4-2-⑥	駐車場進入路について再検討するとありますが、敷地南側の元町23号線(別添資料8より)は進入退出路として使用可能でしょうか？地図で見るとかなり細い道ですので、念のため確認させてください。	元町23号線からの出入は可能です。
45	別添資料10/守山市立図書館整備基本計画書	P34	4-2①図書ゾーン(開架・閉架)／書庫(閉架図書)	集密書架は手動式とありますが、電動式のもの不要ということでよろしいでしょうか。	集密書架は手動と考えています。現在の所、電動は考えていません。
46	別添資料10 守山市立図書館整備基本計画書	P36	⑥外構ゾーン	今回は敷地境界外の河川については改修しないということではよろしいでしょうか。	実施要項2頁のとおり、改修の提案は可能です。 なお、河川 法等の手続きが必要であるため、留意してください。また、実現を保証するものではありません。
47	別添資料11基本計画追加資料	P1/P1	2-②	青少年活動ゾーンは図書館内の位置付けとありますが、文化芸術市民活動ゾーンは図書館のセキュリティ外と考えてよろしいでしょうか？その場合、図書館ゾーンと他のゾーンで開館時間や休館日が別に運営されるのでしょうか？セキュリティ計画にあたり。	ご指摘の理解で結構です。
48	別添資料13-4	P1		目田川側への敷地境界を移動した場合、設計範囲も広げても良いという解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘の理解で結構です。
49	別添資料17-1,17-2			別添資料17-1、17-2の旧法務局改修予定図の施設は現在どのように利用されているのでしょうか？ また、「本の森」の開設後はどのような使われ方を想定されているのでしょうか？	旧法務局は市役所の隣地にあり、現在使用していません。新図書館開設後の利用方法は未定です。

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
50	基本計画	P13/P43	第2章2-3	職員数は現状と同様の正規7名＋嘱託職員7名＋臨時職員2名でしょうか？事務室の大きさを計画するにあたり。	職員数は約20人と考えてください。
51	基本計画	P32/P33/P34/P35/36	2-②	各部署の必要面積について表9現行面積と充実メニューとP33ゾーン別の整備内容についてで充実後の面積に相違がありますが、どちらで計画すればよろしいでしょうか？施設の全体計画のため。	P33ゾーン別の整備内容についてを参考にしてください。
52	基本計画	P35/P43	第4章4-2④	事務室に館長室や応接室は含まれますか？事務室の大きさを検討するにあたり。	館長室・応接室というものは設けませんが、事務室の中に館長席と来客用の机と椅子の設置は考えております。
53	基本計画	P40/P43	第4章4-2⑥	「河川公園部 注）敷地外となるため別の計画とする」とありますが、別添資料3設計範囲及び提案範囲図には「予定敷地境界を変更して提案する場合は変更位置までを設計範囲とする」とあります。河川公園部は提案はできるが建築物の設計はできないと捉えてよろしいでしょうか？また、「滋賀県立成人病センター敷地と連結する通路を計画する」は橋のような工作物でしょうか？現状にある飛び石のようなものでしょうか？	予定敷地境界を変更して設計範囲とした場合を含み、設計範囲を本業務の設計業務範囲とします。 河川公園部（改修構想案の作成対象範囲）に係る業務は改修の構想案の作成とし、建築物の設計はできません。 「滋賀県立成人病センター敷地と連結する通路を計画する」の形状に制限はありませんので自由に提案してください。 なお、No20の質疑回答もご確認ください。
54	基本計画	P40/P43	第4章4-2⑥	「駐車場進入路について再検討する。」とありますが、南側進入路とくすのき通りの両方から敷地内へ進入できる必要がありますか？駐車場計画の為。	両方向から進入できる必要があります。なお、別添資料6の設計条件等も確認ください。
55				「協力事務所の所員数は、、、」とありますが、参加するにあたり、協力事務所が他参加者と重複してもよろしいでしょうか？	協力事務所は他参加者の協力事務所と兼ねることが可能です。
56				目田川周辺の現状写真をいただけないでしょうか？	別添追加資料2をご参照ください。
57	参考資料1			設計共同企業体協定書第8条に基づく協定書は参加表明時に提出する必要があるか。	「設計共同企業体協定書第8条に基づく協定書」の提出は必要ありません。なお、「設計共同企業体協定書」修正しましたので、「参考資料1（改訂版）」を使用し参加表明時に提出してください。

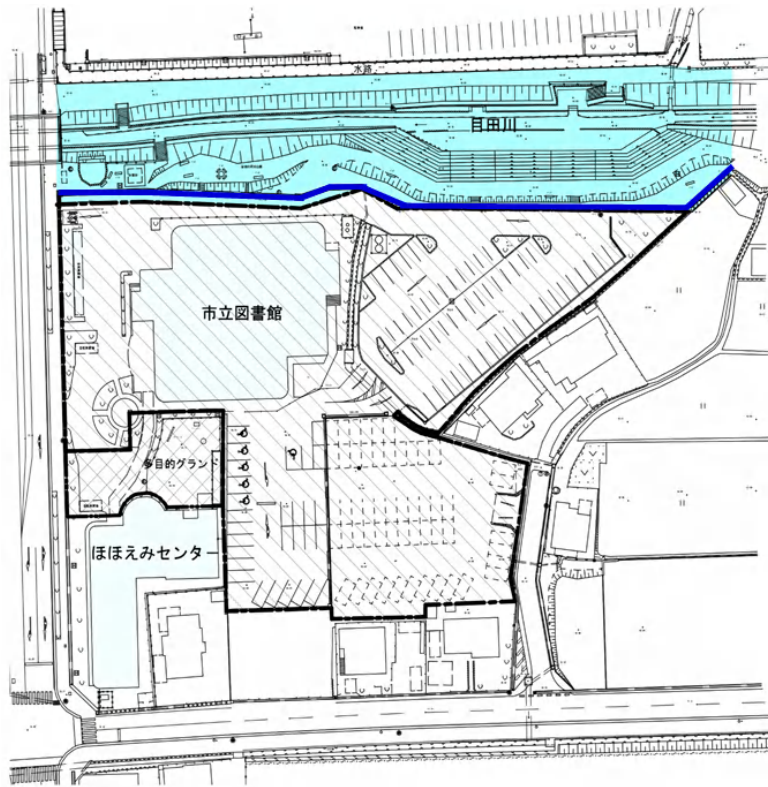
図面①



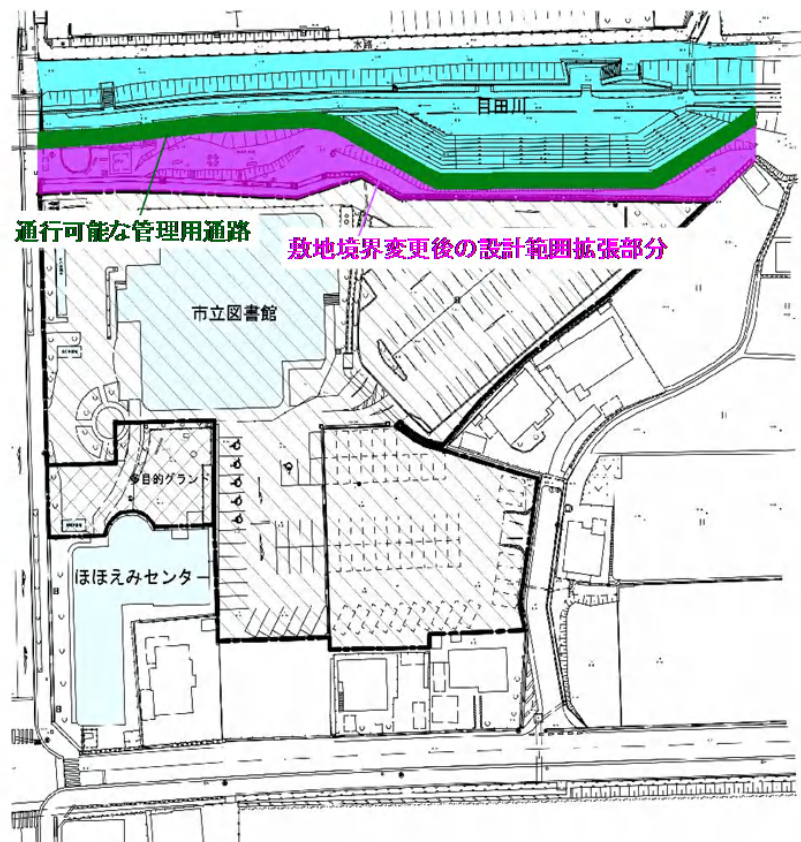
図面②



図面③



図面④



図面⑤

